## 平成30年 第2回定例会

# 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 30 年 11 月 12 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

### 平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

#### 招集告示

#### 第 1 号 (11月12日)

義事日程	1
会議に付した事件	l
出席議員2	2
マ席議員	3
	3
義会事務局職員出席者	3
<b>引会及び開議の宣告</b>	1
者般の報告4	1
运域連合長挨拶	1
義事日程の報告5	5
義席の指定	õ
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
義案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
義案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決8	3
義案第3号~議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	)
-般質問3	1
男会中の継続調査の許可3	9
閉会の宣告3	9
会議録署名4	1
\$安华镁油红甲·	2

#### 千葉県後期高齢者医療広域連合告示第40号

平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年10月29日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖士

記

- 1 日 時 平成30年11月12日(月) 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ (千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番3号)

#### 平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

#### 議事日程

平成30年11月12日午前10時開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 5 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 6 議案第 3号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決 算の認定について

> 議案第 4号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決 算の認定について

議案第 5号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)

議案第 6号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第1号)

日程第 7 一般質問

日程第 8 閉会中の継続調査の許可

#### 会議に付した事件

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 5 議案第 2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第 6 議案第 3号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決 算の認定について

> 議案第 4号 平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決 算の認定について

> 議案第 5号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)

> 議案第 6号 平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第1号)

日程第 7 一般質問

日程第 8 閉会中の継続調査の許可

#### 出席議員(50名)

	1番	村	尾	伊伯	支夫	君	2 種	番	地	<u>げ</u>	誠	<sub>ゆき</sub> 幸	君
	3番	ぁさ 浅	野	≥	ち	君	4 霍	番	<sup>すず</sup> 鈴	木	۱۱<	(お	君
	5番	石	井	のぶ <b>信</b>	世	君	8 種	长	つる <b>作鳥</b>	おか <b>出</b>		きょし <b>潔</b>	君
	9番	<u>みつ</u>	<sup>はし</sup> <b>橋</b>	<b>3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5</b>	ぁき 明	君	10種	壬	海	保	貞	夫	君
1	1番	清	宇		まこと <b>誠</b>	君	1 2 種	长	波波	がべ	直	樹	君
1	3番	飯	じま <b>嶋</b>	E E	시 <b>利</b>	君	14章	长	木	むら <b>村</b>	孝	ひろ <b>浩</b>	君
1	5番	まず	なか	かず <b>—</b>	男	君	16種	长	丸			あきら 昭	君
1	7番	伊	ć 佐	かず <b>和</b>	亨	君	1 8 耆	番	ぁき 秋	間	高	ょし <b>義</b>	君
1	9番	堀	ς΄≠ □	明	亨	君	2 0 種	长	高	<b>★</b>	ひろ <b>宏</b>	樹	君
2	1番	を 佐	人間		あきら <b>章</b>	君	2 2 種	番	石	がみ <b>神</b>	市力	さ。 <b>・</b> 郎	君
2	3番	<sup>はし</sup>	もと <b>本</b>	礼	亨	君	2 4 種	长	<u>ひら</u>	野	あき 明	びこ <b>彦</b>	君
2	. 5 番	許宮	さか <b>坂</b>	奈	緒	君	2 6 種	长	大	<sub>こし</sub> 越	と <i>라</i> <b>登</b> 身	養予	君
2	. 7番	えの <b>榎</b>	*と 本	*** <b>雅</b>		君	2 8 種	长	Ĵ۱	き	良	<b>則</b>	君
2	9番	かな <b>全</b>	丸	かず <b>和</b>	きませ	君	3 0 種	长	多多	të ⊞	育	民	君
3	1番	たか	<sup>はし</sup>	ます	枝	君	3 2 種	长	阿	部	<sub>み</sub> 美津	東江	君
3	3番	欠			員		3 5 種	壬	Ŋ̈́\	がわ <b>   </b>	よ <b>告</b>	孝	君
3	66番	荒	并		ただし 正	君	3 7 氰	番	かとう 加藤	まか <b>英</b> 岡	» 美亿	艺	君

修修 を 様 大 野 38番 君 39番 君 岩 岩 かた渡 まさ 正 # 夫 祝え 40番 君 41番 君 たか 木 武 が芸 勇 木 42番 かすみ 君 43番 君 けん **謙** 岩石 だ 田 かわ ||| 島 ふじる 44番 45番 君 君 りさむ 村 う ざわ 沢 なか **中** 勇 46番 君 47番 君 tha List 宗島 井下田 まさ ひと **理** 仁 政 美 48番 君 49番 君 丸 島 朗き かわ ||| 嶋 敬 50番 君 5 1番 なか 君 ひさ やま だ 田 岩 井 芳清 支 52番 君 5 3 番 君 だい 肖 黒川 5 4 番 君 欠席議員(3名) み やま よし かず **深 山 能 一 君** 原 崎 哲也君 6番 7番 かつ まさ 正 小 野 3 4 番 君

#### 説明のため出席した者

広域連合長 清水聖士君 副広域連合長 岩田利雄君 局次長兼 米 山 和 喜 君 局 長 西村和広 君 会計管理者 務 総務課長 徹 君 小 杉 直 子 君 鶴 出 課長補佐 資格保険料課 資格保険料 菅 野 朋之君 佐藤 直紀君 課長補佐 給付管理課 給付管理課長 増 田 浩 子 君 清 水 淳 子 君 課長補佐

#### 議会事務局職員出席者

 議会事務局長
 原
 島
 和
 夫
 書
 記
 奥
 山
 彰

 書
 記
 田
 中
 房
 書
 記
 仲
 田
 篤
 史

#### 開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

議長(平野明彦君) それでは、ただいまから平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は50名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

執行部から写真撮影の申し出があり、これを許可しましたので、ご了承願います。

#### 諸般の報告

議長(平野明彦君) これより諸般の報告をいたします。

初めに、会議規則第139条に規定する辞職許可をした議員については、お手元に配布 の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、議会運営委員会委員の選任についてですが、委員会条例第5条第1項ただし書きの規定により、閉会中、議長において、お手元に配布の「議会運営委員会委員の選任について」のとおり、鴨川市、佐久間 章議員を指名しましたので、ご報告いたします。次に、広域連合長から議案6件の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長及び関係 する事務局職員の出席を求めております。お手元に配布の説明員出席者一覧表のとおり であります。

次に、監査委員から、お手元に配布の報告書のとおり、例月現金出納検査の結果について9件の報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 広域連合長挨拶

議長(平野明彦君) ここで、広域連合長から発言したい旨の申し出がありますので、 発言を許可します。

清水広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士君 登壇〕

広域連合長(清水聖士君) 皆さん、おはようございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶 申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県の後期高齢者医療の状況を申し上げますと、千葉県の9月末現在の人口約626万9,000人に対し、被保険者数は約79万1,000人となり、人口の約12.6%を占めております。また、平成29年度の医療費について申し上げますと、約6,200億円となり、前年度と比べると6.5%の増でございます。これは全国の平均伸び率4.2%を大幅に上回っております。

今後も、被保険者数及び医療費は増加の一途をたどり、財政運営はますます厳しさを増していくことが予想されます。このような中、国では、全世代型社会保障改革の一環として、高齢者を初めとした多様な就労・社会参加の環境整備、保険者機能の強化や健康増進事業の拡充など、さまざまな議論を展開しております。当広域連合といたしましては、被保険者の方々に適切な医療の給付等を行うため、医療費の適正化、事務の効率的な執行に努めるとともに、健康増進のための保険事業等への取組を進めていく一方、引き続き国の動きを注視しながら迅速に的確な情報収集に努め、県内の被保険者の皆様に安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。

本日の提出議案は、専決処分の承認を初め、決算認定や補正予算など6議案を提出させていただいております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

議長(平野明彦君) ありがとうございました。

#### 議事日程の報告

議長(平野明彦君) それでは、これより議事に入ります。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程のとおり進めたいと思いますので、 ご了承願います。

#### 議席の指定

議長(平野明彦君) 日程第1、議席の指定を行います。

新たに選出された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配布の議席表のとおり指定いたします。

#### 会議録署名議員の指名

議長(平野明彦君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、20番、高木宏樹議員、 21番、佐久間 章議員の2名を指名いたします。

#### 会期の決定

議長(平野明彦君) 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(平野明彦君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(平野明彦君) 次に、日程第4、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

[広域連合長 清水聖士君 登壇]

広域連合長(清水聖士君) 議案第1号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをご覧ください。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年7月13日に公布され、平成30年8月1日に施行されることとなり、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することが必要となりましたが、広域連合議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、議案書の2ページ、3ページをご覧ください。

政令の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律施行令も一部改正となったことから、条例において引用しております条項の改正を行うものでございます。

なお、専決処分日は平成30年7月31日、施行日は8月1日となっております。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(平野明彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(平野明彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(平野明彦君) 次に、日程第5、議案第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鶴岡 潔議員の退席を求めます。

〔鶴岡 潔君 退席〕

議長(平野明彦君) 提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

[広域連合長 清水聖士君 登壇]

広域連合長(清水聖士君) 議案第2号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の4ページをご覧ください。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、広域連合規約第16条第2項に基づきまして、2名のうち1名を広域連合議員から選任する監査委員に鶴岡 潔氏を選任しようとするもので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

ここにご提案申し上げております鶴岡 潔氏でございますが、議案書の5ページにも ございますように、野田市議会においてさまざまな役職を歴任され、現在は議長を務め ておられ、学識、経験とも大変豊かな方と存じております。

ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長(平野明彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入りますが、通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(平野明彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は同意されました。

鶴岡 潔議員の除斥を解除いたします。

〔鶴岡 潔君 入場〕

議長(平野明彦君) ここで、ただいま監査委員に選任されました鶴岡 潔議員が議場 におられますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

〔鶴岡 潔君 登壇〕

8番(鶴岡 潔君) 皆さん、こんにちは。

ただいま監査委員に選出いただきました、野田市の鶴岡 潔でございます。就任に当 たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

千葉県内の全ての市町村から成る広域連合議会の監査委員という要職に、多くの皆様 方のご推挙をいただきまして、厚く御礼を申し上げますとともに、この要職の重さを痛 感しているところでございます。今後、監査の職務遂行に当たりましては、監査の重要 性をさらに深く認識し、公正かつ誠実に職責を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。(拍手)議長(平野明彦君) ありがとうございました。

議案第3号~議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(平野明彦君) 次に、日程第6、議案第3号から第6号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水聖士広域連合長。

〔広域連合長 清水聖士君 登壇〕

広域連合長(清水聖士君) 議案第3号から第6号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の6ページをご覧ください。

議案第3号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定 について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認

定を求めるものでございます。

それでは、決算書に沿ってご説明させていただきます。

初めに、決算書の1ページをご覧ください。

歳入総額22億1,690万3,362円に対し、歳出総額は15億8,324万9,804円となり、歳入 歳出差引残額は、4ページに記載のとおり6億3,365万3,558円となっております。

5ページ、6ページ上段をご覧ください。

歳入の主な内訳でございますが、第1款、分担金及び負担金は18億3,411万4,000円で、 内容につきましては、広域連合の人件費、事務費に充てられる共通経費負担金でござい ます。

9ページ、10ページ中段をご覧ください。

歳出の主な内訳でございますが、第2款、総務費は5億7,907万1円で、内容は、職員人件費、広域連合の運営に係る経費でございます。

15ページ、16ページ下段をご覧ください。

第3款、民生費は10億円で、内容につきましては、特別会計への繰出金でございます。 続きまして、議案の7ページをご覧ください。

議案第4号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定 について提案理由の説明をさせていただきます。

本案も、一般会計同様、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項 の規定により認定を求めるものでございます。

決算書の21ページをご覧ください。

歳入総額5,978億9,298万9,672円に対し、歳出総額は5,893億1,666万5,596円となり、歳入歳出差引残額は、26ページに記載のとおり85億7,632万4,076円となっております。

27ページ、28ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございますが、第1款、市町村支出金は1,091億5,952万8,064円で、 内容につきましては、保険料等負担金及び療養給付費負担金でございます。

その下、第2款、国庫支出金は1,841億5,912万441円で、内容につきましては、療養 給付費負担金等の国庫負担金及び財政調整基金等の国庫補助金でございます。

29ページ、30ページ中段をご覧ください。

第3款、県支出金は467億3,028万7,911円で、内容につきましては、療養給付費等の

県負担金でございます。

その下、第4款、支払基金交付金は2,407億3,406万2,000円で、内容につきましては、 現役世代からの支援金であります後期高齢者交付金でございます。

35ページ、36ページ上段をご覧ください。

歳出の主な内訳でございますが、第1款、総務費は14億2,896万1,550円で、内容といたしましては、電算事務費等特別会計における事務経費でございます。

37ページ、38ページ下段をご覧ください。

第2款、保険給付費は5,718億7,691万2,799円で、内容といたしましては、保険医療機関などに医療費として支払う療養給付費等でございます。

41ページ、42ページ上段をご覧ください。

第4款、保健事業費は26億1,775万4,673円で、内容といたしましては、市町村等へ委託した健康診査及び市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助金でございます。

42ページ下段の第7款、諸支出金は107億4,734万8,213円で、内容といたしましては、 国庫負担金返還金等でございます。

以上、平成29年度決算の概要について説明させていただきました。

なお、決算審査意見書及び主要施策の成果の説明書については、お手元に配布してございます。

議案の8ページをご覧ください。

続きまして、議案第5号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額にそれぞれ 6 億7,043万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれ ぞれ28億6,230万3,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございますが、第1款、分担金及び負担金は、前年度繰越金を共通 経費に充当することにより、共通経費負担金を1億2,421万9,000円減額するものでござ います。

第4款、繰入金は、財政調整基金からの取崩し分を充当することにより1億8,100万

円を増額するものでございます。

第5款、繰越金は、平成29年度決算額確定に伴い6億1,365万3,000円を増額するものでございます。

5ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございますが、第2款、総務費は、決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるため、財政調整基金に3億700万円を増額するものでございます。

第3款、民生費につきましては、平成29年度に一般会計から特別会計に繰り出す必要があった事務費が漏れておりました。誠に申し訳ございませんでした。このため、今回特別会計に繰り出すものとして3億6,343万4,000円を増額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計についてご説明させていただきます。

議案の9ページをご覧ください。

議案第6号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号) についてご説明いたします。

本案も、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算総額にそれぞれ74億7,237万円を追加し、歳入歳出予算総額を それぞれ6,182億5,745万8,000円とするものでございます。

9ページをご覧ください。

債務負担行為でございます。平成31年度の事業の実施に当たり、本年度中に契約事務を行う必要のある3件について債務負担行為を設定するものでございます。

12ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございますが、第1款、市町村支出金は、療養給付費負担金の過年 度分として2億2,096万7,000円を増額するものでございます。

第2款、国庫支出金につきましては、高額医療費負担金の過年度分として4,067万 9,000円を増額するものでございます。

第3款、県支出金につきましては、療養給付費負担金及び高額医療費負担金、それぞれ過年度分として計9,397万1,000円を増額するものです。

13ページをご覧ください。

第7款、繰入金につきましては、議案第5号、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)でご説明いたしましたとおり、平成29年度の一般会計の繰出金を繰り入れるため3億6,343万4,000円を、また、第8款、繰越金につきましては、平成29年度決算の確定に伴う繰越金として67億5,331万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

14ページをご覧ください。

歳出の主な内訳でございますが、第5款、基金積立金につきましては、平成29年度の 決算剰余金を後期高齢者医療保険料調整基金積立金へ積み立てるものとして、15億 5,711万5,000円を増額するものでございます。

第7款、諸支出金につきましては、平成29年度の負担金、補助金、交付金の精算また は確定に伴いまして59億1,525万5,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(平野明彦君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号から第6号までの4件に対し一括して質疑を行います。

申し合わせ及び会議規則により、質疑における発言時間は、答弁時間を除いて1人20分以内とし、質疑回数は3回以内といたします。

2 名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、石井芳清議員。

53番(石井芳清君) 53番、御宿町の石井でございます。

それでは、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、いわゆる2会計の決算及び平成30年度の補正内容を通じてでありますが、一般会計決算の民生費繰出金と特別会計決算の繰入金及び補正予算の対応について伺いたいと思います。

先ほど提案者より事務の不手際について陳謝があったかと思いますが、今般の事案について、まず何が起きたのか、詳細な報告を求めたいと思います。

2つ目に、予算執行事務、特に決裁はどのように行われていたのか、伺いたいと思い ます。

3、繰出金について。10億円を年度内に繰り出し、残の確定金額を出納閉鎖前に繰り出す、このスキーム、事務は本連合独自のものなのか。また、全国的に標準的なものなのか。なぜこのようなスキームで事務を行っているのかについて伺いたいと思います。

4点目、繰出し先の特別会計の歳入と歳出の詳細、具体的な事務内容について伺いた

いと思います。

5点目、歳計現金、歳計外現金の運用の詳細について報告を求めたいと思います。

6点目、会計法の原則として、総計予算主義、現年度主義があると考えられますが、 会計法上どのような事態が起きていたのか、説明を求めたいと思います。

7点目、議決を受けた予算全額を年度当初に特別会計に繰り出すことをしない理由は 何なのかについて伺いたいと思います。

8点目、事務の統括官は誰なのか。その職責と今後の事務について伺いたいと思います。

9点目、連合長の職責と今後の対応について伺いたいと思います。

次に、議案第3号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありますが、平成29年度一般会計決算における広報について伺いたいと思います。

当年度、この29年度、わかりやすい広報に留意した点、また、私は御宿町に住んでおりますが、私の近場でも外国の方々と結婚された方が、そういう家庭を持つ方が大変増えてございます。多言語を初め、また視力に障がいをお持ちの方など、文書を読むことが困難な方への広報についてどのような対応をされたのかについて伺いたいと思います。

次に、議案第4号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についての中でありますが、平成29年度特別会計決算における高額療養費制度の 勧奨、再勧奨について伺いたいと思います。

まず、この制度についての説明と、決算の内容について伺いたいと思います。

そして、この制度を利用するための勧奨、再勧奨ですね。こういう制度は100%執行、また対応をとっていただくことが大事だろうと考えておりますので、それらについてどのように行われていたのかについて、また課題についてもお伺いをしたいと思います。

最後に、平成29年度特別会計決算における保健事業について伺いたいと思います。

29年度の事業概要のほうにも、詳しい詳細なデータが載ってございますが、自治体ごとに格差がある健診事業の実施状況と今後の取組について伺いたいと思います。

2点目は、2年度目になります口腔検査の実施状況と今後の取組について。特に非常にばらつきが多うございます。そうした中でどういう課題があるのか。また、これについて今後どのような対応をとられるかについて伺いたいと思います。

1回目の質疑は以上でございます。

議長(平野明彦君) それでは答弁を求めます。清水聖士広域連合長。

広域連合長(清水聖士君) まず、私から、9点目のご質疑、連合長の職責と今後の対応についてお答えいたします。

連合長は、当広域連合を代表し、予算及び決算を初めとする業務執行を統括しております。今回の繰出し漏れにつきましては、原因を究明し、再発防止を徹底しているところであります。

今後も県内の被保険者が安心してこの制度の利用ができるように、適正な運営に努めてまいる所存であります。

議長(平野明彦君) 米山和喜事務局長。

局長(米山和喜君) 私からは、事務の統括官は誰なのか、その職責と今後の事務についてにお答えいたします。

このたび、繰出し漏れにおきましては、誠に申し訳ございませんでした。職員の職務 につきましては、広域連合事務分掌規則により事務局長が全ての事務を統括し、職員を 指揮監督することとしております。

今後の事務執行については、マニュアルの内容を再確認したほか、業務のスケジュール管理表を作成し、進行管理を徹底するなどの対応をとってまいります。

以上です。

議長(平野明彦君) 鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 何が起きたのか、詳細な報告を求めるとのご質疑についてお答えいたします。

当広域連合の特別会計事務費の財源については、市町村からの事務費負担金をひとまず全額一般会計の収入とし、特別会計事務費分を同会計に繰り出す処理をしております。この繰出し事務は、毎年10月に一般会計の運転資金を確保できることを確認した上で、特別会計事務費の運転資金として概算10億円を繰り出し、出納整理期間中に特別会計事務費が確定した時点で残りの事務費を同会計に繰り出す処理をしております。この出納整理期間中の処理が漏れていたために、10月に行った繰出額の10億円が決算額となったものでございます。

続きまして、予算執行事務、特に決裁はどのように行われていたのかについてお答え します。

例年10月に10億円を特別会計に繰り出し、出納整理期間中に特別会計事務費が確定し

た時点で総務課財政担当が執行伺いを起案し、会計室長の合議を経て連合長の決裁を受け、繰出金の支出をいたします。

続きまして、繰出金について、10億円を年度内に繰り出し、残の確定金額を出納閉鎖前に繰り出す、このスキームは本連合独自のものか、全国的に標準的なものかとのご質疑についてお答えいたします。

10億円を年度内に繰り出し、残の確定金額を出納閉鎖前に繰り出すスキームは当広域連合独自のものでございます。

繰出金の特別会計の歳入と歳出の詳細についてお答えいたします。

決算書35ページの第1款、総務費となります。詳細は、広域連合電算処理システムの維持管理等の電算関係の経費、被保険者証の作成等に係る経費、給付に係る事務経費、 医療費の適正化を図るための資格点検、レセプト等の2次点検委託料や医療費通知の発送に係る経費となります。

続きまして、歳計現金、歳計外現金の運用の詳細についてお答えいたします。

歳計現金について、一般会計に係る現金と特別会計に係る現金は同じ口座で管理しているため、当該口座に繰出し金額の支出と収入が同額記載されます。また、当該繰出し手続において歳計外現金に影響はございません。

会計法の原則として、総計予算主義、現年度主義があると考えるが、会計法上、どのような事態が起きているかとのご質疑でございますが、当広域連合が地方自治体でございますため、地方自治法に基づき適正に処理しております。

続きまして、議決を受けた予算全額を年度当初に特別会計に繰り出すことをしない理由は何かについてお答えいたします。

年度当初には、財源であります市町村負担金が収入されておらず、また支出について も、実施前、または実施直後の事業もございまして、特別会計事務費が精査されていな いためでございます。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長(増田浩子君) 私のほうから、議案第4号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算のうち、高額療養費制度と保健事業について、2点のご質疑にお答えいたします。

初めに、高額療養費制度の勧奨、再勧奨についてのご質疑にお答えいたします。

高額療養費制度でございますが、高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担額をお支払いいただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について申請することで、超えた分が高額療養費として支給される制度でございます。自己負担限度額は住民税の課税状況等に応じて定められております。また、限度額適用認定証の交付を受けることにより、高額な治療を受ける場合には医療機関の窓口での支払いを上限額まで抑えることができます。さらに、世帯全員が住民税非課税の場合等には、限度額適用標準負担額減額認定証の交付を受けることができ、医療機関の窓口での支払いを上限額まで抑えることができるだけではなく、入院時の食事代等の減額を受けることができます。

高額療養費の決算の内容でございますが、平成29年度決算額237億6,096万9,251円で、 執行率は97.8%でございます。

次に、制度利用の勧奨、再勧奨についてお答えいたします。

高額療養費の計算につきましては、当広域連合で行い、該当される方は勧奨通知を各市町村で送付しております。仮にご家族が一緒に住んでいらっしゃらない場合で入院したときなど、郵便を受けることができず、未申請となってしまうことがございます。この場合には、被保険者やご家族の申し出により郵便物の送付先を変更することができる旨、ご案内しているところでございます。

また、再勧奨についてでございますが、被保険者やご家族が市町村の窓口に訪れた際など、市町村窓口で申請について再勧奨をしております。さらに、広域連合でも勧奨通知を送付してから時効の2年を経過する前に再勧奨通知を送付しており、送付件数でございますが、平成29年度の実績を申し上げますと、9,107通を送付しているところでございます。

次に、保健事業について2点のご質疑にお答えいたします。

初めに、健康診査事業の実施状況と今後の取組についてでございますが、健康診査につきましては、本広域連合が市町村と委託契約を締結し実施している事業で、県内全市町村で実施しております。受診方法につきましては、それぞれの市町村が実情に合わせ事業を実施しているところでございます。受診率は微増で推移しており、平成29年度は35.5%で、前年度に比べますと0.3%の増となっております。

各市町村でも受診率向上に向けた取組を行っているところですが、自治体ごとの受診 率のばらつきがございます。その主な理由といたしましては、時間や場所を限定し健診 が行われていること、受診票を希望者のみに送付していること、被保険者への周知が十分でないことなどが考えられます。このことから、本広域連合では、被保険者への受診 勧奨としまして広報紙やホームページでの啓発を継続的に実施しております。特に全被 保険者に郵送配布する広域連合だよりにおいて、健康診査に係る被保険者の窓口負担が ないことを強調した内容で健康診査の案内を掲載し、周知しているところでございます。

今後も、市町村には対象者全員への受診票の送付や健康診査の受診機会の確保・向上につきまして引き続きお願いしてまいります。

次に、歯科口腔健康診査の実施状況と今後の取組についてお答えいたします。

歯科口腔健康診査の実施状況でございますが、平成29年度は全市町村で実施しており、 受診対象者は7万6,384人のうち8,757人の方が受診し、受診率は11.5%となっており ます。

健診の結果でございますが、治療が必要な方5,134人のうち、本年8月末までに4,959人の方が治療をされております。治療が必要な方のうち、治療につながった方が9割以上いらっしゃることは、一定の効果が得られているのではないかと考えております。

次に、今後の取組についてでございますが、受診率はまだまだ低く、より多くの方に 受診していただけるよう、対象者へのさらなる周知が必要と考えております。そこで、 歯科口腔健康診査の受診票ですが、広域連合と市町村で連携を図り、31年度より県内全 ての市町村で対象者全員に送付する予定となっております。

今後も、市町村や医療機関などと連携を図りながら、受診率の向上に努めてまいりた いと考えております。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 1点、先ほど答弁を漏らした部分がありますので、改めて答 弁させていただきます。

わかりやすい広報に留意した点、また多言語を初め文書を読むことが困難な方への広報についてのご質疑にお答えします。

決算につきましては、12月に発行予定のちば広域連合だよりという広報紙でお知らせ しております。広報紙作成に際しましては、高齢者の特性に配慮し、見やすく、読みや すく、わかりやすい紙面を目指して編集しております。グラフや図表を使用し、文字の 背景色は淡くし、強調する文字は大きくしたり、太さや色を変える等、毎号留意して作 成しております。

また、広報紙につきましては、ホームページでも公開しております。

また、多言語対応等、文書等を読むことが困難な方への対応につきましては、現在対応してございません。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 石井芳清議員。

53番(石井芳清君) 53番、石井です。再質疑をさせていただきます。

まず1点目でありますが、今般の、いわゆる事務上のミスでありますが、年度途中に 10億円を繰り出し、また残額については確定後、出納閉鎖間際に繰り出すという、この スキーム、答弁では本連合独自のものと言うことでありましたので、これはもう速やか に、私は全国標準のごく一般的な会計事務に改める必要があるというふうに考えますね。 これについては連合長の見解をただしたいと思います。

それから、今般の事案に基づきまして、事務局長から、今後についてさまざまなマニュアルを含めた検討を行いたいということでありますが、大変大事な内容でございますし、一般質問にも出してございますが、この間、さまざまな事案も発生してございますので、この29年度、30年度決算、予算の事務について、それから今後について、私は書面にて報告を求めたいというふうに思いますが、これは議長、取り計らっていただけるでしょうか。

議長(平野明彦君) 恐れ入りますが、もう一度いいですか。

53番(石井芳清君) この今般の29年度決算、また30年度補正予算に係る事務上の不手際の流れと対応について、書面にて報告を求めたいと思いますが、それについての対応をとっていただけますかというお願いです。

議長(平野明彦君) わかりました。

53番(石井芳清君) よろしくお願いいたします。

それから、次に広報についてでありますが、多言語、また文書を読むことが困難な方へ、本連合では今対応を行っていないという答弁でありましたが、私、これは大変大事だろうと思います。ちなみに、東京連合では広報について、音声の読み上げで、音声ファイルでホームページからダウンロードできる、そんなような対応をとっているようでございます。

また、ちなみに私の住む御宿町の自治体でありますが、ホームページ、こちらのほう

は一応機械翻訳なんですが、多言語処理というふうになっておりまして、後期高齢者についても一定の、簡単なんですけれども説明がございます。ボタンを押すことによって、中国語でありますとか、英語でありますとか、スペイン語でありますとか、そういう言語で読めるというようなことも行っているようでございます。

そういう点から見まして、特に本県は成田空港がございますし、また羽田空港も近いわけであります。国際的にも非常に流入が多くなってくるというふうに思いますので、こうした本連合の制度、また事務について多言語による対応、また音声等による広報というのが、これから当然必要になってこようかと思うわけでありますけれども、ここについての対応についてのお考えを伺いたいと思います。

次に高額療養費制度でありますが、これは勧奨、再勧奨ということで、97.8%、これは予算上の執行でありまして、療養費そのものに関する執行率ではないというふうにも思うわけでありますけれども、これについては、先ほど答弁にもありましたけれども、特に市町村との連携、これが私はキーポイントだろうなというふうに思いますので、ぜひこの辺についても、やっておられるとは思うんですけれども、さらに市町村との連携を充実をしていただきまして、申請漏れがないような形、きちんと100%の方が申請できるような形の対応をとっていただきたいというふうに思います。これについての考えをただしたいと思います。

また、保健事業についてでありますが、口腔検査であります。来年度でありますか、全市町村が対応者全ての方に発送いただくというような、今ご説明があったかと思います。これについては、昨年度、28年度、29年度という形でだんだんと受診率が上がってきたわけでありますが、それについて、どういう問題点があってどうなったのかということを、ちょっと説明していただきながら、再度、説明いただいたのかもわかりませんけれども、もう一度説明をいただきたいと思います。それについて連合としてどういう対応をとったのか。その結果、31年度、新しい事務が生まれるということのようでございますので、その辺についてもう少し詳細な説明をいただければと思います。

再質疑は以上でございます。

議長(平野明彦君) それでは答弁を求めます。清水聖士広域連合長。

広域連合長(清水聖士君) 最初のご質疑でありますけれども、全国標準と同じにしていただきたいというご指摘でありましたけれども、それにつきましては、できるものかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

議長(平野明彦君) 鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) スキームを全国標準のものにというご質疑でございましたが、つぶさに全て調べておるわけではございませんが、この繰出しのスキームについて、国で定めた、あるいは何らかの標準的なスキームがあるわけではございませんで、連合、さまざまな中で、当広域連合では10月に概算額を繰り出し、出納整理期間中に事務費が確定した時点で精査し、2回目の繰出しをしているところでございますが、今回は職員の事務漏れということでございまして、マニュアルの内容を再確認し、業務のスケジュール管理を徹底しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、広報に関して多言語対応、文字または音声による対応についてのお考え、 どうかというご質疑でございます。

近隣の広域連合では、一部英語、中国語、韓国語等で音声読み上げをしているものがあるというところも聞いております。当連合でも過去にSPコードというQRコードに似たものを用いまして音声を読み上げるというような、そういった機能を検討したことがございましたが、お読みになる方が機器を導入する必要がある、それがまたある程度高額なものだということで、普及に対してどうかなということもございまして断念した経緯もございます。

今後、県内の被保険者の中でどのような外国語が必要とされるのか、そういった要望があれば、それについて検討をそのときはするべきなのかなということでございますが、現在のところはそういった要望は特段ございません。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長(増田浩子君) 再勧奨と保健事業の2点のご質疑にお答えいたします。

まず、再勧奨につきましては、ご指摘のとおり引き続き市町村の窓口と連携をとって まいりたいと思います。申請漏れのないような形で市町村窓口でご案内するようにお願 いしていきたいと考えております。

あと、歯科口腔健康診査の受診率が低いという理由につきましては、やはり受診票の配布につきまして、全員に送っていないというところが、そういう市町村については受診率が低調な傾向が見られているところでございます。そこで、私どもといたしましては、今年度、なかなか受診率の伸びない市町村を訪問いたしまして、全員に受診票を送

っていただけるような形でお願いし、市町村のほうでご協力を得たところで、31年度から全市町村での受診票の送付ということになりました。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 石井芳清議員。

53番(石井芳清君) 議長、石井です。

3回目の質疑になります。先ほどの繰出金のスキームですが、どうもはっきりした答弁をいただけませんが、通常の市町村でも当然年度内に行う。一般的には第1回定例会において当初予算を若干調整をするというのが一般的な流れだと思います。なぜこれができないんですか。最終的には決算で調整をするということだろうと思うんですね。決算と申しましょうか、要するに、年度をあけた中で年度をあけたと申しましょうか、要するに1月、2月、要するに第1回定例会間際ですよね。最終補正ということでありますけれども、そこにあれば、ほとんど事務としては数値的には出てくるんじゃありませんか。そこから事務が始まるんですか。そういう事務を行っているんですか。4月1日からじゃないんですか、会計事務は。全く今の説明は納得できません。どうして通常の事務ができないのか。一般市町村は行っているというふうに思うんですね。納得いただける説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長(平野明彦君) 鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 繰出金につきましては、特別会計で行っている事業の事務費 の経費に使う経費でございまして、特別会計の事業は療養給付費からさまざまございますが、年度をまたいで精算が行われるものが多々ございますので、出納整理期間のうち に精算した金額で最終的な繰出しを行うという対応をしているためでございます。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 以上で石井芳清議員の質疑を終わります。

次に、堀口明子議員。

19番(堀口明子君) 八千代市の堀口です。

私からは、議案第4号について質疑をさせていただきます。

まず、議案第4号は、昨年度の特別会計の決算認定についてです。主に主要施策の成果の説明書の2から、特に不用額について質疑したいと思います。

1点目に、まず全体的な不用額に対する考えについてお聞きします。

歳出の予算現額5,938億8,203万5,000円のうち、不用額が45億6,536万9,404円とあります。全体的に0.8%となりますが、これを1%にも満たないと考えるのか、それとも45億もの不用額を出した金額と見るのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

また、適切に事業が行われていたと言えるのかどうか、その点のお考えもお聞きしたいと思います。

2つ目に、12ページにある保険料収納対策事務費についてお聞きします。

収納対策を実施した自治体への補助金とはどのような内容の事業のものなのか。そして、この事業については100万円、うち不用額が事業費の半分以上の50万円に及んでいます。この理由をどう分析しているのか、お答えください。

3点目、14ページの保健事業費についてお聞きいたします。

まず、決算の資料と千葉県後期高齢者医療の概況、23ページの数字、これがちょっと若干違うように思うのですが、どちらが正しいのか、後ほど教えていただきたいと思います。

同様に、この概況の24ページの歯科口腔健康診査と歯科健康診査の、この2点は同じ数字で出ているんですね。ですから、なぜちょっとこちらの23ページと14ページの保健事業費、成果のほうの説明の14ページの保健事業費、ちょっと数字が違うのか、教えていただきたいと思います。

質疑しますが、では、特定健診の受診率について、自治体格差が広がっているということは、健康補助を目的としていることから受診の機会は平等にあるべきと考えます。 自治体ごとの取組や結果を精査して、受診率向上に向け、広域連合職員みずから計画を図って自治体へ通知できないものなのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

先ほどの石井議員の質疑とちょっと重複するかもしれませんが、口腔歯科健診の受診率が低い理由について、先ほどは全員に受診票を送っているところと送っていないところがあったということを言っていますが、それが低かった理由というふうに分析しているのかどうか、その点をお答えいただきたいと思います。

議長(平野明彦君) 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 全体的に不用額が出ているが、適切に事業が営まれていると 言えるのかとのご質疑についてお答えいたします。

特別会計全体の予算の執行率は99.2%でございまして、全体的に予算が無駄なく執行されていると考えております。不用額につきましては、入札の結果生じた差金等により

生じたものであり、適切に事業が営まれなかった結果発生したものではないと考えてお ります。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長(菅野朋之君) 収納対策を実施した自治体への補助金及び不用額が半 分以上に及んでいる理由についてお答えします。

本事業は、市町村が実施する保険料収納対策に要する経費について、国の後期高齢者 医療制度事業費補助金を活用することで収納対策を支援するものであり、本事業の財源 は全額同補助金で賄っております。

平成29年度の本事業については、事前に県内全市町村に参加希望調査を行い、1団体から参加希望があったことを受け、国に対し後期高齢者医療制度事業費補助金の申請を行ったところ、1市町村当たりの上限額が40万7,000円と国から内示があり、当該団体からの申請額が55万6,000円であったことから、本事業の決算額は1市町村当たりの上限額である40万7,000円となっております。

補助内容につきましては、徴収事務を行う非常勤職員の賃金、収納に関する各種通知の郵送料、新規口座振替分の手数料といった役務費、納付勧奨や口座振替勧奨通知の作成に関する委託料が補助対象となっております。

本事業の交付額については、県内参加団体の数と国の補助金の1団体当たりの上限により算出されますが、国の予算総額を事前申請した全国の市町村数で割り返した金額となるため、本事業の申請団体数が増えれば1団体当たりの上限額が下がります。そのため、本事業の県内参加団体数の増減も不用額への影響がありますが、全国での参加団体数の増減による影響が大きいものとなっております。

私からは以上です。

議長(平野明彦君) 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長(増田浩子君) 初めに、健康診査の受診率の関係でございますが、大変申し訳ございません。概況のほうが正しい数字で、主要な施策の成果の説明書のほうですが、こちら、見込み人数となっております。訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。こちちの対象被保険者数ですが、70万3,205人、受診者数が24万9,861人、受診率が35.5%となっております。訂正をお願いします。大変申し訳ございません。

それでは、私のほうから、議案第4号の健康診査費について2点のご質疑にお答えいたします。

健康診査につきましては、広域連合が市町村と委託契約を締結し実施している事業で、 県内市町村で実施しておりますが、その実施方法につきましては、それぞれ市町村の実 績に合わせた方法で事業を実施しているところでございます。受診率は微増で推移して おり、平成29年度は35.5%、前年度と比べますと0.3%の増となっております。

ご質疑の受診率の状況でございますが、市町村でばらつきがございます。各市町村で も受診率向上への取組を行っていただいているところでございますが、伸びてこない理 由といたしましては、健康診査につきましては、時間や場所などを限定し健診が行われ ていること、受診票を希望者のみに送付していること、被保険者への周知が十分でない ことなどが考えられます。

また、歯科口腔健康診査につきましては、広域連合が千葉県歯科医師会と委託契約を締結し、県内全市町村で指定の医療機関において受診していただく個別方式をとっております。受診票の配布を市町村に委託しておりますが、この受診票の配布方法の違いが一つの要因であると考えております。具体的には、受診票を対象の被保険者全員に配布していない市町村において受診率が低調な傾向が見られているところでございます。

次に、受診率向上への取組についてでございますが、本広域連合では被保険者への受診勧奨といたしまして、広報紙やホームページでの啓発を継続的に実施しております。特に全被保険者に郵送配布している広域連合だよりは、被保険者の窓口負担がないこと、また、歯科口腔健康診査は対象年齢と1回限りの受診がわかる内容を掲載し、周知を図っております。さらに、平成30年度より歯科口腔健康診査の受診期間を2か月延長し、12月下旬までとしたところでございます。31年度につきましては、歯科口腔健康診査の受診票を県内全ての市町村で対象者全員に送付する予定でございます。

健康診査事業は第2期データヘルス計画にも位置づけし、重要事業と認識しております。引き続き市町村や医療機関などと連携を図りながら受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 堀口明子議員。

19番(堀口明子君) 2回目の質疑をさせていただきます。

まず、全体的に不用額のこの45億円、確かに執行率99.2%ということで、不用額の金

額は0.8%ですけれども、45億円あったら何ができるかということを考えていきますと、今年度から保険料が上がっているんですよ、後期高齢者医療保険料。これだけの不用額を出していくのであれば、全体的に見たら確かに執行率はいいのかもしれません。しかし、先ほどの2点目に聞きました保険料収納対策事務費、これは全国的に見て千葉県に予算づけできるのが100万円ということですよね。参加する自治体数が増えれば、その分割合が減っていくということは、千葉県内で54市町あるわけですから、そうしますと、1自治体当たり2万円ということで、これは予算を組まれているのかということになってきます。非常勤の方や、いろいろな通知文の郵送料等に充てられるというふうにお聞きしましたけれども、こういったことが事業として必要なのかどうなのかということなども今後精査していくことも必要じゃないのかということがまず言えると思います。

それでは、再質疑させていただきたいと思います。 3番目の特定健診の受診率向上のところにつきまして、例えば八千代市でも、個別健診だけではなく集団健診に取り組むなど、こうしたことで受診率を上げようとしています。逆に個別健診で上がらなかったから、八千代市の場合は集団健診というところで時間と場所をつくって取り組んでいるということなんですね。ですから、時間と場所だけで希望に合わなかったから受診率が上がらないではなくて、いろんな健診方法があるということを周知させていくほうがいいのではないかと思いますが、その点をお答えいただきたいと思います。

あと、もう一つ、全国的に見て先進している事例などを千葉県内の自治体に照らし合わせて進めていこうとか、そういうことをなさっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

最後に、口腔歯科健診の受診券の配布、これは本当に評価させていただきますが、全 県が対象ということで間違いないですよね。では、この口腔歯科健診と一緒に報告され ております歯科健康診査の15市町の、こことの違いというのはどういうものなのか、そ の点についてお聞きしたいと思います。

議長(平野明彦君) 答弁を求めます。菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長(菅野朋之君) 収納対策事業費補助金の予算額の積算についてお答えいたします。

この積算につきましては参加希望自治体に対して交付されるもので、過去の実績から 1 団体当たり50万円と見込みまして、2 団体から応募があるものとして100万円という 予算を組ませていただいております。

以上です。

議長(平野明彦君) 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長(増田浩子君) 3点のご質疑にお答えいたします。

まず、いろいろな周知方法があっていいのではないかということですが、私どももそのように考えております。集団だけではなく、また個別だけではなく、さまざまな市町村の実情に合わせた方式で健康診査を行っていただきたいと考えております。今後も市町村とは連携をとりながら、受診率向上に向けた対策を行ってまいりたいと考えております。

2点目の研修、いろいろな先進市町村の事例のことですが、私どもも年に1回、保健 事業説明会というものを実施しております。この説明会の中では、先進的な事例等がご ざいました市町村には、その研修の中で事例のほうの紹介をしていただくとか、私ども も、他広域連合の中で先進的な事例があった場合には、そういったものを情報発信して いくとか、そのようなことを対応してまいりたいと考えております。

最後に、15市町村の歯科健診についてですが、こちらにつきましては、市町村が実施する後期高齢者に対して歯科健診に財政的な支援を行っているもので、私ども広域連合は、76歳になる年の方のみの歯科口腔検査を実施しております。それ以外の年齢で市町村で歯科健診を行っている場合の財政負担となります。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 堀口明子議員。

19番(堀口明子君) 先ほどの保険料収納対策事業についてですが、希望する団体が増えれば補助する金額が減ると言っていたので、全体が100なので2万円とか、そういうふうになってしまうのかということでちょっとお聞きしたんですね。ですから、この補助を希望する団体が2団体と見込んで100万円としたということですけれども、ほかにもやはりいろいろと自治体、結構財政的にきついところは多いですから、申し込めば申し込むほど、これは予算額を上げていくんですか。それとも、国からの補助金がどういうふうな形で最高幾らまでとかという限度額がついてしまっているのかどうか、その点、再度お聞きしたいと思います。

それから、口腔歯科健診につきましては、今後ともぜひ研究をしていただきたいと思います。確かに75歳になる方は広域連合のほうでのことになりますけれども、それ以外の年齢の方というのも、やはり健診漏れということがあって、76歳、80歳という方々も

検査ができるように助成金のほうは出して自治体のほうを支援していただきたいと思いますので、その点の対策、今後どうしていくのか、その点だけお答えいただきたいと思います。

議長(平野明彦君) 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長(菅野朋之君) 本補助事業につきましては、この交付額については県内参加団体数と国の補助金の1団体当たりの上限額により算出されます。国の予算総額を事前申請した全国の市町村数で割り返した金額となるため、本事業の申請団体数が増えれば1団体当たりの上限額が下がります。そのため、本事業の県内参加団体数の増減も、不用額への影響はありますが、全国での参加団体数の増減による影響が大きいものと考えております。

私からは以上です。

議長(平野明彦君) 増田浩子給付管理課長。

給付管理課長(増田浩子君) 今後も歯科健診の受診を促進するために,市町村には財政的な支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第3号から第6号までの4件に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第3号の討論を行います。

石井芳清議員から通告がありますので、発言を許します。

石井芳清議員。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

53番(石井芳清君) 53番、御宿町の石井です。

議案第3号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定 について反対の立場から討論を行います。

1点目は、制度設計についてです。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるものであり、2008年度の制度導入以来、4回にわたる保険料の値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因になっていること、高齢者の尊厳を守る制度にするには、差別制度を廃止し、元の老人保健制度にした上で、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、保険料窓口負担を低

減すべきである。

2点目は、運用する事務体制についてです。

後期高齢者の被保険者数は全国で3,000万人、千葉県でも77万人を超えており、これらの方々の認定や保険料の決定及び医療給付などの制度運営を行っているのが本連合であり、財政運用は一般会計と特別会計の歳入ベースの決算額の合計で6,000億円を超えている。高齢者の方々の医療保険を扱うという事務の性格上からも、高い専門性と正確な事務が求められていると考えるが、その職員のほとんどが約2年で入れかわり、専門性や事務の継続性を含め組織として脆弱な体制であり、今回のような事務のミスを発生させる大きな要因と考えられること、以上、制度設計並びに運用する事務体制の抜本的な改革を求めて反対の討論といたします。

議長(平野明彦君) 以上で、議案第3号の討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件は認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(平野明彦君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は認定されました。

次に、議案第4号の討論を行います。

石渡悦子議員から通告がありますので、発言を許します。

石渡悦子議員。

〔41番 石渡悦子君 登壇〕

41番(石渡悦子君) 41番、多古町の石渡悦子でございます。

議案第4号、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定 に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から引き離し、75歳以上だけの独立した保険制度をつくり、保険料の徴収、医療給付など制度運営を行うわけです。収入が少ない一方で医療費がかさむ後期高齢者の独立した保険制度は、非常に基盤が脆弱な制度と言わざるを得ません。しかしながら、制度が存続している以上、後期高齢者医療制度加入の全ての高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、制度運営を行わなければならないと考えます。

平成29年度千葉県後期高齢者1人当たりの保険料調定額は7万2,348円、対前年比

1.40ポイントの増です。結果、特別会計の実質収支は85億7,600万円余りに上ります。しかし一方、命綱である保険証の問題では、県全体で29年4月30日現在、短期被保険者証約495件の発行数にあり、多古町は県平均保険料調定額より低い状況ではございますけれども、短期被保険者証の発行数は一定数ございます。受診率の高い後期高齢者が6か月と期限を切られた保険証しか手にできない現状は、国民皆保険制度の一環としての後期高齢者医療制度の本旨から外れるものです。

前段にも申し上げましたが、安心して必要な医療を受けられるよう、基金の活用による負担軽減を求め、反対討論といたします。

以上です。

議長(平野明彦君) 以上で、議案第4号の討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長(平野明彦君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は認定されました。

次に、議案第5号の討論を行いますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長(平野明彦君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の討論を行いますが、通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

議長(平野明彦君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終わります。

## 一般質問

議長(平野明彦君) 次に、日程第7、一般質問を行います。

申し合わせにより、質問時間は、答弁を含め一人15分以内とし、質問回数は3回以内 といたします。質問については、執行部の答弁時間を考慮されるようお願いいたします。 それでは、2名から通告がありますので、順次発言を許します。

まず、石井芳清議員。

〔53番 石井芳清君 登壇〕

53番(石井芳清君) 53番、御宿町の石井です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、議長より一般質問に関する資料の配布のご許可をいただきましたことに 感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります。

本年6月6日に全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に提出した「後期高齢者医療制度に関する要望書」と本連合のあり方について、連合長に伺います。

お配りをさせていただきました、この全国の広域連合協議会の国への要望書の第1項目を見ますと、「後期高齢者医療制度は、創設から10年が経過し、制度は安定してきたものの、市町村からの派遣職員が中心となる広域連合においては、専門的な人材が育成しにくい現状にある。この現状を改善するために、国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県としたことを踏まえ、最も安定した運営体制を確立するために具体的な見直しの検討を早急に行い、中長期的な後期高齢者医療制度のビジョンを示すこと。また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、派遣しやすい環境を整備するとともに、広域連合が採用する職員についても、国において財政上の適切な措置を講じること」と記されております。本県連合の今般の事案のように、運用そのものが非常に脆弱な基盤によって運営されている、そうしたことは全国的にも伺える要望事項と言えると思います。

そこで伺います。

- 1点目、度重なる業務ミスの原因はどこにあるのか。
- 2点目、綱紀粛正やマニュアルの見直しで解決できるのか。
- 3点目、本連合の事務の経験やノウハウはどのように蓄積され、継承されているのか。

4点目、短期、中期、長期の事務や組織の改善の必要性について、どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

質問は以上でございます。

議長(平野明彦君) 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) ミスの原因、解決策、経験等の蓄積及び継承、改善の必要性 について、関連しますので一括でお答えいたします。

今回の事務処理漏れにつきましては、決裁上のチェックと業務進行管理上の不備が原因であったと考えますため、マニュアルの内容を再確認いたしましたほか、業務のスケジュール管理表を作成し、業務の進行管理を徹底するなどの対応をとっております。

解決策につきましては、業務執行における事務処理内容の確認徹底、進行管理と職場 内での情報共有が重要であると考えております。

経験やノウハウの蓄積、継承につきましては、事務処理に係る詳細なマニュアルを作成して引き継ぎを行っておりますほか、決裁文書等の作成に当たりましては、事務処理の根拠、また参考となる情報を不足なく記載し、経験やノウハウが蓄積されるよう努めてございます。

また、職員の配置につきましては、1年目の職員には2年目以降の職員を同一業務の補助者として組み合わせるなどし、業務に関する経験が日常の実務を通じて組織の中に蓄積、継承されるようにしております。

改善の必要性につきましては、業務マニュアルの再確認及び業務の進行管理を徹底するとともに、随時の見直しと改善を図り、これらの情報を組織全体で共有することの徹底が重要であると考えております。そのため、各課・室内、また相互の情報共有を一層密に行ってまいります。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 石井芳清議員。

53番(石井芳清君) 53番、石井です。再質問をいたします。

この間、私が本連合の議員として所属してから、年に1回程度はこのような、要する に陳謝、事務上のミスが繰り返されておりまして、ほとんど同じような答弁をいただい ているんですね。

今、4点というか、2点目、3点目、いわゆるマニュアル、それから経験の蓄積等でありますけれども、これについても、今の答弁では、既にこういうマニュアルがつくら

れている。また新たに精査をするということだと思うんですが、今日の審議中にも一部、書類上のミスについてあったわけでありますけれども、連合長は上席と申しましょうか、常勤の責任者じゃないということは伺っておりますけれども、これは局長でしょうか。これでよろしいんでしょうか。どうされるんですか。6,000億円、今年、もう6,000超えていますよね。これについて、これはやはり先ほど決算の反対討論でも申し上げましたけれども、私は、この事務体制、2年おきに約半数が入れかわるという、この職員体制のスキームですね。

私は、制度そのものについては抜本的に元に戻すべきだという主張はしておりますが、少なくともこの制度、改善をしながら続けていく立場であるならば、この職員体制、やはり専門性、そういう職員を配置をして、やはり事業の継続性と申しましょうか、事務の継続性と申しましょうか、専門性を高める。先ほど、今日お配りさせていただきました、この全国の要望書にも書かれておったと思うんですけれども、これも連合長、当然賛成なわけですよね。既に6月に提出されておりますので、連合長も既にお目を通されているというふうに思うわけでありますけれども、これについて連合長はどのように考えますか。同じ立場なのか、それとも、本連合はこのままのスキームで事務を行っていくのか。これはやはり連合長のお考えを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(平野明彦君) 清水聖士広域連合長。

広域連合長(清水聖士君) 同じ立場であります。

議長(平野明彦君) 石井芳清議員。

53番(石井芳清君) であるならば、今のこの事務体制、いわゆる2年ごとの職員の配置がえと申しましょうか、入れかえというのは、やはり問題点があると申しましょうか、そういう考え方ということでよるしいわけですか。それについて、それでは、一般質問してございますが、短期的にはどうされるんでしょうか。中長期的には、確かに国の制度、こういうものの必要もあろうかと思います。先ほどの今回の決算ですよね。いわゆる繰出金の扱い、これについても先ほどの答弁の中では、本連合の事務処理というのは極めて少数だと。過半数ないわけじゃありませんか。少数ですね、このスキームは。

そういうこともありますので、これは事務官の答弁する内容じゃないと思うんですね。 やはり連合長として、この本連合の事務、この医療保険の扱いについてどう考えていく のかということで、同じ立場であるならば、これについてやはりきちんと検討する場所 を設ける。本連合の中にそういう場所を、事務官の中でもいいですよ。今後どうしてい くべきなのか。また、全国の連合のさまざまな事務、これについても調査を行って、やはり適正な事務、本当に安心してかかれる、そういう医療、また支払い業務、適正な事務が行われる、また継続性がある。そういう事務にしていくべきだと私は考えるわけでありますけれども、これについて連合長の見解をただしたいと思います。

議長(平野明彦君) 清水聖士広域連合長。

広域連合長(清水聖士君) こうした同様のミスが今後起きないように、適正化すべき 組織については適正化を検討してまいりたいと考えております。

議長(平野明彦君) 以上で、石井芳清議員の一般質問を終わります。

次に、堀口明子議員。

〔19番 堀口明子君 登壇〕

19番(堀口明子君) 八千代市の堀口です。一般質問を行います。

まず1点目、3期連続の保険料の値上げについて質問したいと思います。

質疑のときにも発言いたしましたが、保険料の値上げが今年されました。その保険料の値上げによって生活が苦しくなった、また医者に行くお金が残らない、そういった声が地域から上がってきております。こうした県民の声と値上げによる影響について、どのように広域連合ではまとめているのか、お答えください。

さらに、年金から強制的に引き落とせない、年金額が年額18万円以下、また口座引き落としの方々の納入状況がどうなっているのか、お答えください。

2点目、次に、医療懇談会の開催について質問いたします。

私は、1月の懇談会を傍聴いたしました。このときの懇談会では、これから先、保険料が微増することはやむを得ないという発言もありました。保険料が払い切れない、医者にかかれない状況の方々の今後についてなどを発言する方はいませんでした。今のままでは、多くの県民の声を聞いて反映している機関とは言えないと思います。その点についてお答えください。

また、市民委員の人数の増と、前回の議会でも要望しましたが、公募による選任の考 えはないのかどうか、お答えいただきたいと思います。

3点目、医療費の負担割合についてお聞きいたします。

来年から75歳以上の医療費窓口負担を現行の1割負担、これを2割負担へと改悪しようということが検討されているようですが、年金収入は減る中で窓口2割負担は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な治療が受けられないなどの事態が深刻化

してくることが予想されます。広域連合の対応はどうするのか。また、このままでは医療の機会を奪われる方が増えてしまいます。国に意見を上げる考えはないのかどうか、 お答えください。

4点目、最後に保険料の徴収方法についてお聞きいたします。

2か月に1度の年金天引きの方は、本人の申し出により毎月の口座引き落としへと変更することで月々の生活設計がしやすくなる、一度に引き落とされる負担が軽くなるなど、そういった変更ができることが余り知らされていません。広報で定期的に知らせるなどの取組は考えていただけるのでしょうか。

また、ある自治体では、保険料が高くて払えないとの相談に「家賃の安いところに引っ越してでも払ってください」と言った窓口がありました。払い方の変更を知らせずして、この発言は人権無視と言ってもいいぐらいの問題だと思います。職員のあり方にも指導が必要と思われます。人権を守る取組として、相談のあり方も周知徹底すべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問とします。

議長(平野明彦君) 答弁を求めます。鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 懇談会の開催についてお答えいたします。

懇談会の委員は、被保険者の代表、保険医や歯科医及び保険薬剤師の代表、被用者保険等の医療保険者の代表、その他広域連合長が必要と認める者の12名を委嘱しております。被保険者を初め、さまざまな立場の方々から意見を聞いております現在の懇談会が適切な方法であると考えております。したがいまして、市民委員等の公募制をとるということは考えてございません。

また、医療費負担割合についてお答えいたします。

全国広域連合協議会から国への要望につきましては、例年、6月と11月の年2回行っております。千葉県からは関東・信越ブロック協議会へ、医療機関で支払う医療費の自己負担の割合について、今後も引上げを行わず、現状を維持することとして要望を上げております。

私からは以上でございます。

議長(平野明彦君) 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長(菅野朋之君) ご質問のうち、2点についてお答えさせていただきます。

保険料率改定による影響についてお答えします。

収納率につきましては、各年度の決算時において数字になり、まだ今年度のものはございません。前回の保険料率改定が行われた平成28年度の普通徴収の収納率は98.3%で、27年度の98.24%から微増しております。特別徴収の収納率は、平成27年度、28年度ともに100%であります。賦課通知発送後は、多くの方から広域連合にもお問い合わせをいただきますが、今回の保険料率改定に関して被保険者の方から広域連合への問い合わせは特に多かったということはございませんでした。

保険料率改定による滞納者の方への影響についてお答えします。

滞納者につきましては、各年度決算時においての数字になりますが、平成26年度は1万3,745名、平成27年度は1万2,921名、平成28年度は1万2,353名、平成29年度は1万3,431名と推移しておりますが、保険料率改定にかかわらず増減しております。

次に、保険料徴収方法についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度におきましては、口座引き落としを含む保険料の徴収は市町村の 役割とされておりまして、各窓口において対応していただいております。広域連合では、 ガイドブック、広域連合だより、ホームページにより、保険料の納付が困難な場合には 市町村の窓口に相談するようご案内を行っているところでございます。

私からは以上となります。

議長(平野明彦君) 堀口明子議員。

19番(堀口明子君) 1点目から再質問させていただきたいと思います。

確かに保険料が上がっても、上がらなくても、滞納者の方は変わらないとか、収納率は余り増減がないということですけれども、それでもやはり払えなくなった、苦しくなった、逆に、保険証がなくならないために保険料を一生懸命払う余りに、医療にかかる機会の方々が減っているということが、専門家の方からもそういった意見が出てきていると思います。

ですので、やはり今、広域連合のほうには被保険者のほうからの連絡は特に多くはないという回答がありましたけれども、ぜひ市町村の各自治体の窓口ではどういった相談があるのかというのを、広域連合のほうから聞き取るということぐらいのことはしてもいいのではないかと思いますが、そのお考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

2点目の再質問ですが、懇談会の市民委員や公募による選任ということですけれども、

特にそういった考えはないということですが、今言ったような窓口での声、またはいろんな人たちの困っていること、そういったこと、75歳以上の方々がどんなことに困っているのかをきちんと聞き取る、それが懇談会の役割でもあると思います。ですので、私は、ぜひこの市民委員の人数を増やすこと、また公募による選任など、そういった選び方というのを増やしていただいてもいいのではないかと思います。

特にこの質問に関しましては、私、過去の議事録を見ましたけれども、10年前の議事録からも、やはりこういった公募、または市民委員の方、被保険者の方々の声を聞き取る人を増やす、学識経験者ではなくて、そういった方々の声を聞き取る人を増やしてほしいという意見は一般質問の中から多々あったというのを確認させていただきました。ですから、これだけやはり広域連合議会のたびにこういった質問があるのであれば、再度検討する必要性があると思いますが、どうでしょうか。

それから、窓口の負担割合、3つ目の再質問につきましてですが、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、2割化によって受診抑制が広がるという懸念する声も出されているといいます。ですので、この問題につきましては、広域連合議会のほうからは、割合については現状維持で要望しているということがお答えいただいたので、この点につきましては、すみません、再質問はしません。

4点目の各窓口の保険料の徴収方法につきましてですが、各自治体に任せているということと、広域連合ではガイドブックとホームページでの周知でということですが、逆に言えば、広域連合のほうからきちんと 私、ここで人権という言葉を出させていただいたのは、やはり家賃の安いところに引っ越して、それでも保険料を払ってくださいなんていう、そういう窓口をなくすためにきちんと指導してくださいということをお願いしているわけなんです。ですから、やはりどういった自治体で対応しているのかというのは、これは1番のところにもかかってきますが、再度広域連合のほうできちんと各市町村を回っていただいて、聞き取り、また学習なり、指導なりしていく考えを持っていただきたいと思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

議長(平野明彦君) 鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 懇談会委員のご質問についてでございますが、先ほどの答弁 と同様になってしまうんですが、懇談会の委員は被保険者の代表、県のシルバー人材セ ンター連合会や民生委員協議会、老人クラブ連合会等の被保険者の代表ほか保険医の代 表、医療保険者の代表、また学識経験者等のさまざまな立場の方からご意見をいただい ておりまして、現在の懇談会が適切な方法と考えておりますことから、公募制をとるということは考えてございません。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 菅野朋之資格保険料課長。

資格保険料課長(菅野朋之君) 県民の声をどう考えているのかとのご質問にお答えいたします。

広域連合にも被保険者からの問い合わせが多くありますが、今回の保険料率改定に関する問い合わせが多くなったということは特にありませんでした。また、市町村のほうから必要に応じご連絡はいただいておりますが、市町村においてもそのような問い合わせが多くなったという報告は受けてございません。

また、次に、保険料の徴収方法についての2問目についてお答えいたします。

家賃の安いところというお話については、申し訳ございませんが、私のほうでは現在確認がとれてございません。そのことについて、市町村を回ってということでございましたけれども、各市町村を回ってということは現在のところ考えてございません。

以上です。

議長(平野明彦君) 鶴岡 徹総務課長。

総務課長(鶴岡 徹君) 先ほどの懇談会委員のお答えの補足でございますが、なお、 一般の被保険者の方、それぞれの皆様からは、当広域連合のホームページからご意見、 ご質問等を随時頂戴できるように、そういった体制にはなってございます。

以上でございます。

議長(平野明彦君) 堀口明子議員。答弁を含めて、あと残り時間55秒でございます。 19番(堀口明子君) すみません。じゃ、要望になりますが、きちんと県民の声を聞き 取るというところでは、各自治体にきちんと広域連合のほうから確認等を行いながら、 また窓口対応につきましても指導のほうをお願いしたいと思います。

最後に、再質問のほうは懇談会の件ですけれども、今、ホームページ等で意見の聴取をしているとおっしゃいました。この後期高齢者というのは75歳以上です。ホームページを操作できる方、確かに見られる方は増えてきましたけれども、操作できる方というのはたかが知れているって、本当に失礼な言い方かもしれませんが、本当に僅かなんです。ですから、きちんと聞き取ることの中で、こういった公募制、お願いしたいと思います。

議長(平野明彦君) 以上で一般質問を終わります。

## 閉会中の継続調査の許可

議長(平野明彦君) 次に、日程第8、閉会中の継続調査の許可を議題といたします。 議会運営委員会委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(平野明彦君) ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

## 閉会の宣告

議長(平野明彦君) 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、 誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。

閉会 午前11時49分

-	40	-
---	----	---

議 長 平 野 明 彦

署名議員 高木宏樹

署名議員 佐久間 章

## 議決結果

議案番	号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第	1号	専決処分の承認を求めることについて(千葉 県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて)	平成30年11月12日	承 認
議案第	2号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選 任について	平成30年11月12日	同 意
議案第	3号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について	平成30年11月12日	認 定
議案第	4号	平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合 特別会計歳入歳出決算の認定について	平成30年11月12日	認 定
議案第	5号	平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成30年11月12日	可決
議案第	6号	平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	平成30年11月12日	可決